

豪ハラド紙「駐オーストラリア日本大使、子どもの監護権に関する法について反論」和訳
原文：[Japan's Ambassador to Australia defends child custody laws](#)

2021年12月17日

2021年12月15日（水）のエイジ紙とシドニー・モーニング・ヘラルド紙のクリス・ザポーン氏とエリク・バグショー氏の記事「Japan and Australia face off over child abductions」には、愕然とさせられました。事実を誤認し、誤った表現によって、この記事は遺憾ながら扇動的なものになっています。この記事は、日本がハーグ条約を含む国際規範を軽視しているとほめかす不誠実なものであると指摘せざるを得ません。

私はインタビューで、子どもの連れ去り（removal）は双方向で行われていることをはっきりと説明しました。子の連れ去りは双方向で行われ、日本がハーグ条約を通じて日本からオーストラリアに、連れ去られた子どもたちを母国に戻すよう要請した4件のうち、1件も返還されなかったことをインタビューで明確に説明しました。同時期に、ハーグ条約を通じてオーストラリアがハーグ条約を通じて日本に連れ去られた子どもの返還を要請した事案では、11件の要請のうち、4件がすでに返還されています。監護権に関する裁判の執行は、日本だけでなくどの国でも困難なものです。日本は執行の有効性を高めるために具体的な措置を講じています。2020年4月に関連法が改正されて以来、ハーグ条約を通じて、子どもを常居所地国に戻すという裁判所の決定の80%は、適正に執行されています。ところは記事では、こうした事実には意図的に触れられていません。

親による子の連れ去りは、国境を越えて行われることもあり、その場合各国の国内法が適用されます。日本では、以下のような方針が表明され、実行されています。日本では、親の国籍に関係なく、すべての子の連れ去りのケースに公平に対処し、解決策を模索する方針が表明されています。日本では、子の最善の利益を追求するため、親の国籍に関係なく、すべての子どもの連れ去りのケースに公正かつ衡平に対処することが方針であり、それが確立した慣行となっています。この記事は、あからさまに日本の関連法が、親と日本人を「連れ去る」方に偏っているとほめかしています。真の仲間は、公平、相互理解、相互扶助の精神で両国の法体系には違いがあることを認識されるでしょう。子供を連れ去られたオーストラリアの親たちの苦悩に、私が無関心であるかのように書かれているのを読んで、悲しくなりました。私は日本人の配偶者と離婚し、息子を連れて去られました。子どもに会えないことほど辛いことはありません。その痛みは決して消えることはないでしょう。しかし、私はこのようなケースに「子の拉致（abduction）」という言葉を使うことに異議を唱えます。拉致という言葉は北朝鮮が行った国家犯罪であり、10代の女性を含む日本の男女を、愛する人のもとから残酷に拉致した北朝鮮が犯した国家犯罪に対して使われる言葉です。このことは親が子を連れ去ることと混同してはなりません。親にとっても子にとっても辛い経験であることは、私自身も知っています。

著者は、中途半端な真実や誤った情報に惑わされた扇動的なレトリックは、親と子の分離に悩む子どもたちの最善の利益に反するものです。今、最も必要とされているのは、子どもたちの幸福を守りたいという純粋な願いを共有するすべての人々の間で、懸命に努力し、建設的な対話をすることです。

山上晋呉 駐豪日本大使